

質問に対する回答【令和6年度新座市公共施設への太陽光発電設備等導入事業】

No.	実施要領等の該当箇所	質問内容	回答
1	実施要領 3 予定金額（上限額）	本件の賃貸借契約は、「長期継続契約」と「債務負担行為」のどちらでしょうか。	本契約については、債務負担行為になります。
2	実施要領 3 予定金額（上限額）	事業期間中に仮に予算が削減され、契約が終了となった場合、残賃貸料は貴市にご負担いただくとの認識で宜しいでしょうか。	本契約締結の前に、令和6年度新座市一般会計補正予算（9月）の議決がなされる予定です。ここで令和6年度の予算及び事業期間中の債務負担行為上限額が議決されますが、仮に当該予算が減額され、予定金額（上限額）の確保ができなかった場合には、仕様等を変更することについて示したものです。このため、議決された予算額に基づき契約することを予定していることから、契約後、翌年度以降の予算が削減されることは想定していません。しかしながら、方が一そのような事態になった場合は、質問に記載いただいた御認識のとおりです。
3	実施要領 5 提出書類 (4) 企画提案書 ウ 過去の類似業務実績	類似の実績とは、リース、P P A、自己所有（販売）の方式に制限はございますか。	リース方式による実績を想定していますが、その他の方式による実績を記載いただいても構いません。
4	実施要領 5 提出書類 (4) 企画提案書 ウ 過去の類似業務実績	企業、地方公共団体等が所有する高圧施設に対する太陽光発電設備の導入実績でよいでしょうか。また、本事業の実施体制に含まれる構成員が有する実績も含めて構わないのか。	公共施設への導入実績を想定していますが、その他の民間施設への導入実績を記載いただいても構いません。また、本事業の実施体制に含まれる構成員が有する実績も含めて構いません。
5	仕様書 2 事業内容 (1) 事業概要 エ	付帯設備について施設毎にモニターの設置は必要でしょうか。	総発電量及び自家消費量が計測できる機能を有する設備が必要ですが、必ずしもモニターの設置は必要ではありません。
6	仕様書 2 事業内容 (2) 事業期間等 ウ	工事完了の後、運転開始が出来る状態だとしても官公庁やその他の機関による手続きが完了していない場合、期間の延長は認められるのでしょうか。	やむを得ない事情による期間の延長については、協議事項とします。
7	仕様書 3 設備工事前の調査・手続 (3) 各種関係手続	構造調査について各施設の意匠図、構造図、構造計算書の提供はいただけますでしょうか。	企画競争参加申請書を提出いただき、参加資格を有することが確認できた事業者様には、お示しいただいたような書類等を提供します。
8	仕様書 4 設備の設置 (2) 蓄電池設備	事業期間中は満充電時の容量が初期容量の60%以上を確保できるよう対応することとありますが、今回のリース期間が10年のことから蓄電池の交換コストについては事業費に含めないという認識でよろしいでしょうか。	蓄電池の交換費用については、事業費に含めないで構いません。
9	仕様書 4 設備の設置 (3) その他の事項	「運転期間終了後や設備導入された施設の廃止の場合等、設備が使用できなくなった場合は、事業者が設備を撤去する」とございますが、この場合の撤去に係る費用に関しては貴市にご負担いただける理解で宜しいでしょうか。	これらの場合における設備の撤去費用は、市が負担します。
10	仕様書 5 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）	「施設管理者等及び近隣住民近隣住民との調整等は事業者において十分行う」とありますが、具体的にはどのような調整事項がありますでしょうか。調整事項によっては、協議事項とさせていただくことは可能でしょうか。	調整事項については、協議させていただきます。

11	仕様書 5 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）	現地調査を行った上で仮に防水が必要な施設対象がある場合の防水施工は、本事業に含めてのご提案となりますでしょうか。	設備の設置に当たり防水施工が必要となる場合については、本事業に含めて御提案ください。 なお、次の要件に該当する場合は、当該防水施工に要する費用について、補助対象経費とすることができます。 ○ 屋上に太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事については、必要最小限の範囲（鉄骨材（架台支持材）の一定の周囲部分）を交付対象経費として計上してください。 ○ 一定の周囲部分の具体的な数値は、工事の内容によって異なりますが、『公共建築数量積算基準』（国土交通省）等を参考とし、架台支持材より最大 50cm までを補助対象としています。 （地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 FAQ（令和5年8月28日更新）問36より）
12	仕様書 6 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様	「移設に伴う設備の運転停止期間に関しては、事業期間に含まれないものとし、その間の市による売電収入補償は行わない」と記載ございますが、本事業はPPA事業ではなくリース事業であり、運転停止期間においてもリース料が発生いたします。運転停止期間もリース期間に含まれるものとし、リース料をお支払いいただけるとの認識で宜しいでしょうか。	御認識のとおりです。 運転停止期間においてもリース料が発生し、市に支払義務が生じる旨の認識です。
13	仕様書 6 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様	「電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様」と記載ありますが、本事業はリース事業であり、「電力供給」は事業者は行わないとの認識で宜しいでしょうか。	御認識のとおりです。
14	仕様書 6 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様	今回の対象施設の中で施設の電気主任技術者が太陽光部分の保安業務を請け負えない施設はございますか。	御提案の内容や電気主任技術者側の意向等によるところがありますので、協議事項とします。
15	仕様書 7 責任分担の基本事項	地震保険に関しては保険会社の条件もあり、加入できない可能性があるため、加入は必須ではないとの認識で宜しいでしょうか。	社会情勢等により、やむを得ない場合は協議事項とします。
16	仕様書 別紙2 「設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更」	負担者が事業者となっていますが、法令・条例の変更についてはどのようなことが想定されるのか不明確なため、それに伴うコストの増加は提案時点で積算できるものではないことから、別途協議事項とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	協議事項とします。
17	仕様書 別紙2 「維持管理費用の増大」	負担者が事業者となっていますが、法令・条例の変更による維持管理費用増大は、提案時点で積算できるものではないことから、別途協議事項とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	協議事項とします。
18	仕様書 別紙2 「発電開始に必要な認可等の遅延によるもの」	事業者負担となっていますが、例えば電力会社の都合により遅延した場合は、別途協議事項とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	協議事項とします。
19	仕様書 別紙2 「天候不良」	発電量の低下により事業者が負担するリスクは何を想定されておりますでしょうか。	No.20の回答のとおり、この項目については、削除します。
20	仕様書 別紙2 「天候不良」	本件太陽光発電設備の賃貸借契約であり、PPAとは異なる認識でございます。そのため、発電量の減少リスクについて事業者は負わない認識であり、別紙2から本項目の削除をご検討いただけないでしょうか。	御指摘のとおり、削除します。

21	仕様書 別紙2 「天候不良」	項目の削除いただけない場合、リスク内容を「発電量の大きな減少」へ変更いただき、負担については別途協議とさせていただけないでしょうか。	No.20の回答のとおり、この項目については、削除します。
22	仕様書 別紙2 「保険」	履行保証保険の保険適用期間はいつからいつまでのご認識でしょうか。また、履行保証保険の加入は必須でしょうか。	保険に加入する場合の負担について示したもので、必須ではありません。
23	新座市公共施設太陽光発電設備導入補助金交付要綱	補助金の交付後、補助金に係る内容について契約書に表記することを協議させて頂く事は可能でしょうか。（万一の場合の、補助金の返金等が発生した場合の対応等について、条文として表記させて頂きたいという意向です。）	協議事項とします。
24	—	リース期間及びリース期間満了後の太陽光発電設備、蓄電池の使用期間において、市の責めにより補助金の返還が発生した場合、補助金返還リスクは貴市にご負担いただくとの認識で宜しいでしょうか。	御認識のとおりです。 市の責めにより補助金の返還が発生した場合は、市の負担とします。
25	—	本事業はリース期間が10年となっておりますが重点対策加速化事業による交付金に関しては17年の返還リスクがある認識でございます。万一の場合の想定となりますが、リース期間終了後に交付金の返還が生じた場合、事業者への返還リスクは発生しない認識でございますが、認識に相違ございませんでしょうか。	御認識のとおりです。 リース期間終了後における、補助金に係る事業者の返還リスクは発生しません。
26	—	入札保証金や契約保証金は免除で宜しいでしょうか。	入札保証金及び契約保証金については、免除します。
27	—	賃貸借期間満了後、物件は無償譲渡の認識で宜しいでしょうか。	御認識のとおりです。 賃貸借期間満了後、無償譲渡とします。
28	—	賃貸借期間満了後、無償譲渡をご指定の場合、賃貸借期間中の本物件にかかる固定資産税は非課税扱い（賃貸借料には同費用分は含めない）との認識で宜しいでしょうか。	御認識のとおりです。 賃貸借期間中の本物件にかかる固定資産税は非課税となります。
29	—	本件にて利用予定の、賃貸借契約書のひな形がございましたら、頂くことはできますでしょうか。	ひな形は設けておらず、協議事項とします。 本プロポーザルの公募要領、仕様書、事業者による企画提案書、新座市賃貸借契約基準約款、支払に係る内訳書等を綴ることを想定しています。
30	—	本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間に変更せず、賃貸借開始日につきまして別途協議を頂くことは可能でしょうか（社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です）。特に現状、銅線ケーブルが市場において不足しており、万が一納入期限が遅延した場合は、上記のような協議が可能と考えて宜しいでしょうか。	やむを得ない事情による工事遅延、未完工等については、協議事項とします。

31	－	リース会社による入札参加を検討しております。賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務（物件の搬入、保守、満了時の物件撤去、データ消去等）について、当該業務を貴市から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託しても宜しいでしょうか。	本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできませんが、一部を第三者に委託し、又は請け負わせることについては認めます。 この場合には、事前に市の承認を受けていただくこととします。 詳細については、協議事項とします。
32	－	前の質問（No. 31）のように当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が貴市より請け負うことが法令上認められない業務（銀行法や建設業法等により規制される業務）がある場合、当社は、当該業務を貴市から受託するのではなく、貴市の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差支えないでしょうか。（当社の発注は法的には再委託にはなりませんが、再委託の場合（前の質問）と同様に売主等の業者に業務を行わせて良いでしょうか。）。	No.31の回答と同じです。 本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできませんが、一部を第三者に委託し、又は請け負わせることについては認めます。 この場合には、事前に市の承認を受けていただくこととします。 詳細については、協議事項とします。
33	－	仕様書内に「運転期間中」と記載がございますが、「運転期間中」の定義は、「事業期間」の認識で宜しいでしょうか。異なる場合、定義をご教示いただければと存じます。	「運転期間」については、「事業期間」と同義です。
34	－	石綿が含まれると思慮される材料について、石綿が建材に含有されていると考えてよろしいでしょうか。または、石綿含有調査は、賃借者負担とし、含有が確認された場合作業費については、別途協議とさせていただきますても宜しいでしょうか。	協議事項とします。
35	－	落札後、契約書条項の内容に関して協議することは可能でしょうか。	協議事項とします。
36	－	万一の場合の想定となりますが、契約の履行において貴市や、第三者に損害を及ぼした場合においても、同損害が天災地変（地震・津波・噴火等）、騒乱・テロ行為等不可抗力に起因する場合につきましては、別途協議事とさせて頂いても宜しいでしょうか。	協議事項とします。
37	実施要領 6 企画提案書の内容 (1) 事業の実施内容 キ	リース物件に関しまして、満了後は無償譲渡とありますが、事業者に固定資産税の納付義務はないという認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。 賃貸借期間中の本物件にかかる固定資産税は非課税となります。
38	実施要領 10 企画提案の審査・スケジュール (1) スケジュール	入札保証金及び、契約保証金については免除の認識でよろしいでしょうか。	入札保証金及び契約保証金については、免除します。
39	仕様書 6 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様	事業期間中に施設が廃止となった場合、リース契約は解約となるかと思いますが、解約金として未経過リース料はお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
40	実施要領 8 提出方法等 (4) 協定の締結について	新座市指定の契約書で締結する認識でしょうか。その場合、案を共有いただけますでしょうか。	契約書のひな形は設けておらず、協議事項とします。 本プロポーザルの公募要領、仕様書、事業者による企画提案書、新座市賃貸借契約基準約款、支払に係る内訳書等を綴ることを想定しています。

41	仕様書 7 責任分担の基本事項	事業者は損害保険として火災保険、地震保険及び賠償責任保険に加入することと記載ありますが、地震保険に関しては近い将来の大地震に対するリスクが大きいことから、加入が難しい又は保険料が高額になってしまい、予算額を超過してしまう可能性がございます。その場合、地震保険への加入に関してはご協議いただけますでしょうか。	社会情勢等により、やむを得ない場合は協議事項とします。
42	仕様書 7 責任分担の基本事項	事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合又は事業期間が終了した場合は、事業者の費用負担により発電設備及びその他付帯設備の撤去を行い、屋上等の原状回復を行うものとする。 とありますが、リース期間10年後の事業期間終了後の発電設備及びその他付帯設備の撤去及び、屋上等の現状回復は4施設必須でしょうか。	リース期間の満了後、無償譲渡により引き続き市が設備を維持管理する予定です。 撤去、現状回復等に要する費用を提案額に見込む必要はありません。
43	—	各施設の今後計画している施設改修工事について、どのような工事をいつ頃実施想定かご教授ください。	①新堀小学校 校舎の工事予定は当面ありませんが、令和7年度屋内運動場空調機設置工事を予定しております。 ②畑中公民館及び大和田公民館 現時点で工事の予定はありません。 ③児童センター 新座市公共施設個別計画に基づき、以下の改修工事が予定されています。 ・2028～2032年 長寿命化改修 ・2043～2047年 中間改修
44	—	リース契約期間中に施主都合による太陽光発電所を一時的に撤去が必要になった場合の撤去費用は都度別途精算で宜しいか。また、防水工事など将来的に実施する可能性が高い工事については撤去費用を包含するべきかご教授ください。	市の都合による改修工事等（防水工事を含む。）により設備の一時的な撤去等が必要になった場合の費用は市の負担とし、別途計上します。
45	評価基準 1 技術提案に関する事項 設備の安全性の確保	設備の安全性の確保について、各施設の過去の故障や不具合の対応状況などをご教授ください(主に躯体、屋根上浸水、電源回り)。	①新堀小学校 特にありません。軽微な不具合等は対応済みです。 ②畑中公民館 令和5年度に屋上の雨漏り（2か所）について、改修工事を実施しております。 ③大和田公民館 特にありません。 ④児童センター ・外壁及び内壁に多数のひび割れがあり、経過観察としています。 ・令和5年度に天窓の雨漏りを修繕しています。 ・築年数が41年になり、施設全体が老朽化しています。
46	—	プレゼンテーションの際の提案書に、メーカー等の企業名を記載してよろしいでしょうか。	記載して差し支えありません。
47	—	企画提案書の枚数指定はございますか。	枚数の指定はありません。

48	—	各施設の事業実施期間全般において、各施設全てで施工対応不可な日時をご教示いただきたいです。 また不可な場合にその理由もご教示いただきたいです。	施工日程については、原則として事業予定者と市の協議事項としますが、現時点で判明している対応不可な日時等については、以下のとおりです。 ①新堀小学校 施錠の関係で、午後5時以降の施工不可。 ②畑中公民館及び大和田公民館 職員不在のため、日曜日及び月曜日の施工不可。 ③児童センター 特にありませんが、休館が必要になる工事（停電が必要な工事等）については、可能であれば休館日（月曜日及び祝日）で、重なった場合は翌日も休館）をお願いします。
49	—	昨今の半導体不足や需要増加等により一部物品の納期が長期間となる恐れがあることから、10月の契約締結後の発注とした場合、2025年2月末竣工が間に合わない場合が考えられる。その場合、工期はどの程度延長が可能でしょうか。	やむを得ない事情による工事遅延、未完工等については、協議事項とします。
50	実施要領 10 企画提案の審査・スケジュール	事業予定者選定後、詳細設計をした際に工事仕様が変更になる場合があります。その際は施工仕様や契約金額について別途協議する場を設けていただけますでしょうか。	協議事項とします。
51	実施要領 10 企画提案の審査・スケジュール	現場調査後に質疑回答いただく機会がございますか。	原則として、ありません。 提供資料及び現地調査に基づき、提案してください。
52	—	各施設における屋外へ足場の設置やクレーンの設置場所など指定がありましたらご教授ください。	①新堀小学校 特に指定はありませんが、実際に設置する際は安全面の確保から学校との協議が必要となります。 ②畑中公民館及び大和田公民館 市民駐車場の利用は避けてください。詳細については、施設管理者との協議が必要となります。 ③児童センター 特に指定はありません。
53	—	配管や分電盤などの材質は各施設の既存に合わせるべきでしょうか。	①新堀小学校 可能な限り既存に合わせてください。 ②畑中公民館、大和田公民館及び児童センター 施設の運営上支障が出ないのであれば、どちらでも構いません。
54	—	構造計算上、躯体の強度の関係で太陽光が設置出来ない場合等、施設の都合による設置が困難であることが判明した場合、対象施設を提案から除外することは可能でしょうか。	協議事項とします。
55	—	各施設で太陽光発電のモニタリング(モニター表示)は必要でしょうか。	総発電量及び自家消費量が計測できる機能を有する設備が必要ですが、必ずしもモニターの設置は必要ではありません。
56	—	現場調査の際には各施設の施設管理者及び電気主任技術者の方へヒアリングすることは可能でしょうか。	①新堀小学校、畑中公民館及び大和田公民館 可能です。 ②児童センター 施設管理者へのヒアリングは可能ですが、電気主任技術者については、一般社団法人関東電気保安協会に委託しているため、当日の対応可能かどうかは調整が必要となります。